

自家用広告物の適用除外基準について

自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するため自己の住居又は事業所、作業場等に表示又は設置する広告物等で、以下の広告物等の区分ごとの基準を満たし、かつ、すべての広告物等の表示面積の合計が上限以下である場合、適用除外となり申請が不要になります。

① 第一種規制地域

広告物等の基準	広告物等の区分ごとの基準	1の住居又は事業所、作業所等に表示し、又は設置するすべての広告物等の表示面積の合計の上限
壁面広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1 1の壁面に表示し、又は設置するすべての広告物等の表示面積の合計は、当該壁面の面積の1/5以下で、かつ、5㎡(軒の高さが7mを超える建築物にあつては、10㎡)以下であること。 2 窓その他の開口部をふさいで広告物等を表示し、又は設置していないこと(広告幕はこの限りでない)。 3 壁面から突き出していないこと。 	15㎡
突出広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面1面当たりの表示面積は、3㎡以下であること。 2 地盤面から設置する広告物等の上端までの高さは、軒の高さを超えていないこと。 3 壁面から突き出す幅は、1m以下であること。 4 1の壁面に設置する広告物等の個数は、1の住居又は事業所、作業場等につき1個であること。 	
独立広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面1面当たりの表示面積は、3㎡以下であること。 2 地盤面から表示し、又は設置する広告物等の上端までの高さは、5m以下であること。 3 表示し、又は設置する広告物等の個数は、1の住居又は事業所、作業場等につき1個であること。 	

② 第二種規制地域

<p>広告物等の基準</p>	<p>広告物等の区分ごとの基準</p>	<p>1の住居又は事業所，作業所等に表示し，又は設置するすべての広告物等の表示面積の合計の上限</p>
<p>壁面広告物</p>	<p>1 1の壁面に表示し，又は設置するすべての広告物等の表示面積の合計は，当該壁面の面積の1/5以下で，かつ，5㎡(軒の高さが7mを超える建築物にあっては，10㎡)以下であること。</p> <p>2 窓その他の開口部をふさいで広告物等を表示し，又は設置していないこと（広告幕はこの限りでない）。</p> <p>3 壁面から突き出していないこと。</p>	<p>15㎡</p>
<p>突出広告物</p>	<p>1 表示面1面当たりの表示面積は，3㎡以下であること。</p> <p>2 地盤面から設置する広告物等の上端までの高さは，軒の高さを超えていないこと。</p> <p>3 壁面から突き出す幅は，1m以下であること。</p> <p>4 1の壁面に設置する広告物等の個数は，1の住居又は事業所，作業場等につき1個であること。</p>	
<p>屋上広告物</p>	<p>1 表示面1面当たりの表示面積は，壁面最大投影面積の1/5以下で，かつ，5㎡(軒の高さが7mを超える建築物にあっては，10㎡)以下であること。</p> <p>2 地盤面から表示し，又は設置する広告物等の上端までの高さは，軒の高さの4/3以下であること。</p> <p>3 壁面から突き出していないこと。</p>	
<p>独立広告物</p>	<p>1 表示面1面当たりの表示面積は，3㎡以下であること。</p> <p>2 地盤面から表示し，又は設置する広告物等の上端までの高さは，7m以下であること。</p> <p>3 表示し，又は設置する広告物等の個数は，1の住居又は事業所，作業場等につき3個以下であること。</p>	

③ 第三種規制地域

<p>広告物等の基準</p>	<p>広告物等の区分ごとの基準</p>	<p>1の住居又は事業所，作業所等に表示し，又は設置するすべての広告物等の表示面積の合計の上限</p>
<p>壁面広告物</p>	<p>1 1の壁面に表示し，又は設置するすべての広告物等の表示面積の合計は，当該壁面の面積の1/5以下であること。</p> <p>2 窓その他の開口部をふさいで広告物等を表示し，又は設置していないこと（広告幕はこの限りでない）。</p> <p>3 壁面から突き出していないこと。</p>	<p>20 m²</p>
<p>突出広告物</p>	<p>1 地盤面から設置する広告物等の上端までの高さは，軒の高さを超えていないこと。</p> <p>2 壁面から突き出す幅は，1 m以下であること。</p>	
<p>屋上広告物</p>	<p>1 表示面1面当たりの表示面積は，壁面最大投影面積の1/5以下で，かつ，20 m²以下であること。</p> <p>2 地盤面から表示し，又は設置する広告物等の上端までの高さは，軒の高さの5/3以下であること。</p> <p>3 壁面から突き出していないこと。</p>	
<p>独立広告物</p>	<p>1 表示面1面当たりの表示面積は，10 m²以下であること。</p> <p>2 地盤面から表示し，又は設置する広告物等の上端までの高さは，13m以下であること。</p>	

④ 第四種規制地域

<p>広告物等の基準</p>	<p>広告物等の区分ごとの基準</p>	<p>1の住居又は事業所，作業所等に表示し，又は設置するすべての広告物等の表示面積の合計の上限</p>
<p>壁面広告物</p>	<p>1 1の壁面に表示し，又は設置するすべての広告物等の表示面積の合計は，当該壁面の面積の1/5以下であること。</p> <p>2 窓その他の開口部をふさいで広告物等を表示し，又は設置していないこと（広告幕はこの限りでない）。</p> <p>3 壁面から突き出していないこと。</p>	<p>20㎡</p>
<p>突出広告物</p>	<p>1 地盤面から設置する広告物等の上端までの高さは，軒の高さを超えていないこと。</p> <p>2 壁面から突き出す幅は，1m以下であること。</p>	
<p>屋上広告物</p>	<p>1 表示面1面当たりの表示面積は，壁面最大投影面積の1/5以下であること。</p> <p>2 地盤面から表示し，又は設置する広告物等の上端までの高さは，軒の高さの5/3以下であること。</p> <p>3 壁面から突き出していないこと。</p>	
<p>独立広告物</p>	<p>1 表示面1面当たりの表示面積は，10㎡以下であること。</p> <p>2 地盤面から表示し，又は設置する広告物等の上端までの高さは，15m以下であること。</p>	